

建築物等色彩協議要綱

(総則)

第1条 この要綱は、秩序ある美しい都市景観を形成するために、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び別に定める工作物の新築、増築、改築、外観を変更することとなる大規模な修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（以下「建築行為等」という。）を行う際に、景観形成に影響を与える外観の色彩に係る協議をすることについて定めるものとする。

(色彩景観形成地区の指定)

第2条 市長は、色彩景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区を色彩景観形成地区（以下「形成地区」という。）として指定することができる。

(色彩協議)

第3条 事業者（建築行為等を行う者をいう。以下同じ。）は、当該建築行為等に係る計画の作成に当たっては、あらかじめ市長と協議を行うものとする。ただし、景観法（平成16年法律第110号）第16条に規定する届出又は通知が必要な行為については、この限りでない。

2 前項の規定により協議を行った事業者は、その協議内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長と変更協議を行うものとする。

3 前2項の協議は、形成地区内にあつては別に定める当該地区の色彩指針、形成地区外にあつては横須賀市景観計画に定める色彩基準に基づき行うものとする。

4 事業者は、第1項又は第2項の協議がまとまらず、当該建築行為等が前項の色彩指針又は色彩基準に適合しない場合は、あらかじめ本市が指名する色彩について学識経験を有する者の意見を聴き、第1項又は第2項の計画に反映するよう努めるものとする。

(適用の除外)

第4条 この要綱の規定は、次の地区については適用しない。ただし、当該地区の利害関係者からこの要綱の適用に係る申出があつた場合は、この限りでない。

(1) まちづくり協定等で建築物等の色彩が定められている地区

(2) よこすか海辺ニュータウン色彩ガイドライン策定地区

(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区

(その他の事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。